

# 廃棄物処理法 平成22年度改正 政省令事項素案

株式会社アミタ持続可能経済研究所  
環境リスクアドバイザー室長 堀口昌澄

- 本資料は、2010年8月3日に開催された、廃棄物処理制度専門委員会（第13回）で配布された資料に基づいて作成しております。
- 政省令で新しく規定されたもののうち、重要と思われるものをダイジェストで紹介しております。

## 一部の自社処理については帳簿の作成が義務付けられます

- これまで排出事業者が自ら廃棄物を処分（自社処分）する際には、設置許可が必要な「産業廃棄物処理施設」を用いる場合だけ、帳簿などの記録を残す必要がありました。
- 今後は、産業廃棄物を以下の方法で処分する場合は帳簿の作成が義務付けられます。
  - 排出事業場の外で自ら処分を行う
  - 排出事業場内で許可対象外の小型焼却炉で自ら焼却を行う
- なお、の場合は、排出事業場の外への運搬についても帳簿が必要となります。

排出事業場の外で建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を一定の規模以上の場所で保管する場合には、事前の届出が必要となります

- 排出事業者が、排出事業場の外で以下の方法で自ら保管する場合は、事前に都道府県知事に届出することになります。(業や施設の設置許可を受けている場合等は不要)
  - 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物(特管含む)  
を
  - 300m<sup>2</sup>以上の保管場所(囲いの面積)以上の保管場  
所で保管する
- 保管基準では唯一直罰が設けられることになります。  
(6ヶ月以下の懲役、50万円以下の罰金)

これまで5年間の保存が不要だったA票の保存が義務付けられます。

- これまで、A票はB2,D,E票の返送があるまでの保管が義務付けられていましたが、今後は返送後5年間の保存義務が課せられます。

受け入れできなくなった処理業者から通知を受け取った場合には、処分の状況確認と報告書の提出が必要になります。

- 処理業者が以下の事由で受け入れができなくなった場合には、排出事業者に10日以内に書面で通知し、5年保存する義務ができます（6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金）。
  - ・ 故障/事故で保管上限に達した、事業を廃止した、施設を廃止/休止した、欠格要件に該当した、埋立が終了した、行政処分を受けた(事業停止、施設の使用停止、施設の許可取り消し、措置命令)、改善命令により保管上限に達した。
- 排出事業者は、処分の状況確認と必要な措置を講じてその措置内容について報告書を提出することになります（罰則なし。法第19条の5の措置命令要件に該当）。
- 通知は、電子ファイルでも可能となります。

優良性評価制度に認定された処理業者に許可の更新期限の延長などのメリットが付与されます。

- 今回の改正で、認定の条件に5年以上の実績、電子マニフェスト対応、自己資本比率10%以上など財務体質が健全であることなどが加わり、認定を受けた産業廃棄物処理業者の許可更新期限が7年に延長されます。

一部の産業廃棄物処理施設に定期検査が行われることとなります。  
維持管理記録についてもインターネットで公表されます。

- 今回の改正で、以下の産業廃棄物処理施設について5年以内に自治体による検査を受けることとなります。定期検査は、設置者が申請することで行われます。また、維持管理記録についても、インターネットなどで公表することとなります。
  - 汚泥の焼却炉
  - 廃油の焼却炉
  - 廃プラスチック類の焼却炉
  - 石綿の熔融炉
  - 最終処分場

建設廃棄物の排出者を一律元請業者とし、一部の下請け業者に対して運搬についての例外規定が適用されます。

- 今回の改正で、建設廃棄物の排出事業者が明確に定義されました。
- さらに、下請け業者が以下の全ての条件に該当する場合は、自ら運搬することができます。
  - 維持修繕工事(新築、増築、解体を除く)で請負代金が500万円以下、または工事完成引渡し後の軽微な修繕工事であって請負代金相当額が500万円以下の建設工事である
  - 特別管理産業廃棄物ではない
  - 1回に1m<sup>3</sup>以下の運搬であることが明確である
  - 積替え保管を行わない
  - 元請の指定する運搬先である保管場所又は元請が設置する処理施設が排出場所と同一都道府県にある
  - 下請けが元請との間で当該自ら運搬について記載事項を満たした(建設工事の請負契約の)別紙を交わし、当該別紙と請負契約の写しを携行すること

計画の様式が設けられ、記載事項も変更されます。インターネットなどで公表、優良な事例も公表することになります。

- 処理計画の様式が設けられ、以下の記載事項が追加されます。
  - 委託する処分の内容について、再生利用、熱回収、認定熱回収施設設置者、特例優良許可業者に委託していることを記載する。
  - 再生利用、処分などの主な方法を記載する。
  - 報告書は電子ファイルで行い、都道府県はインターネットなどで情報公開する

# 廃棄物管理がよく分かるDVD

テキスト付

法改正  
対応に！

廃棄物処理法 平成22年度改正情報を  
まとめたDVDを無料でプレゼント！

基本パック（5巻セット）  
ご購入の方限定！！

今回速報版にてご紹介した「廃棄物処理法 平成22年度の改正政省令事項素案」からも伺えるように、平成22年度の法改正は環境・廃棄物管理のご担当者にとって、業務上重要な改正となります。  
「廃棄物管理がよく分かるDVD」基本パックをご購入の方に、法改正対策に役立つ改正情報をまとめたDVDを無料プレゼントいたします。ぜひ5巻セットをご購入いただき、実務担当者への研修や法改正への対応にDVDをご活用ください。

## 基本パック(5巻セット)

好評発売中



(送料・税込み)

廃棄物管理がよく分かる 基本パック(5巻セット)	70,000円
单品購入	
廃棄物管理がよく分かる(35分)	25,000円
廃棄物リスクがよく分かる(20分)	15,000円
契約書がよく分かる(20分)	15,000円
マニフェストがよく分かる(20分)	15,000円
現地確認がよく分かる(25分)	20,000円

+

限定  
特典

基本パックご購入の方に  
平成22年度改正情報を  
まとめたDVDをプレゼント！

廃棄物管理ご担当者様  
必見のDVDです！

廃棄物処理法  
平成22年度改正でどうなる？  
具体的にどんな対策を  
すればいい？

いち早く法改正の準備に  
取り掛かりたい！



▶ 2011年3月頃 発送予定

政令・省令が公布され次第、制作に着手いたします。  
公布時期によりお届けが遅れる場合がございます。

# 5分の準備で、充実の社員教育! 社員教育にそのまま使えるツールがここにあります!!

現場感あふれる  
映像と写真

## ミニドラマでよく分かる!

DVDの内容に対応したPDFテキストをウェブサイトでダウンロード可能。  
映像とテキストの相乗効果が図れ、自分のペースで学習可能。

## テキスト付でよく分かる!

廃棄物管理部門の新米担当者とベテラン課長が織り成す日常業務をドラマ化。はじめて廃棄物を学ぶ人でも法律のポイントをスムーズに理解。



## 収録内容

DVD 1	DVD 2	DVD 3	DVD 4	DVD 5
廃棄物管理がよく分かる	廃棄物リスクがよく分かる	契約書がよく分かる	マニフェストがよく分かる	現地確認がよく分かる
廃棄物の発生から行政への報告まで、業務の進め方を体系的に学べます。	不法投棄が起きた時の排出事業者への影響は?!廃棄物管理の重要性とリスク発生時の対応方法が学べます。	法定記載事項の確認はもちろん、事例から契約書作成のポイントが的確に学べます。	複雑なマニフェスト運用をアニメーションにより分かりやすく解説。また記載方法、確認方法についても具体的に学べます。	現地確認時の書類確認方法、処理現場での確認のポイント、写真撮影や質問の仕方まで学べます。
<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の基礎知識</li> <li>保管基準</li> <li>委託基準</li> <li>自社処理</li> <li>行政報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出事業者責任</li> <li>廃棄物リスク事例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託基準</li> <li>契約書法定記載事項</li> <li>印紙</li> <li>演習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マニフェストの流れ</li> <li>記載方法</li> <li>返送管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地確認の必要性</li> <li>現地確認のポイント</li> </ul>
など	など	など	など	など

サンプル  
DVD

無料配布中!

本編の内容を凝縮した  
サンプルDVDを  
無料でご提供いたします。  
詳しくはフリーコール  
**0120-936-083** まで。

お申し込み  
方法

Webで

<http://www.aise.jp/yokuwaku/>

サンプル動画  
配信中

電話で

**0120-936-083**

フリーコール(月～金9:00 18:00)  
アマタグループお問合せ担当

お申し込み受付後、請求書を発行します。商品の発送は入金確認後となります。

【制作・発売元】株式会社アマタ持続可能経済研究所

**持続研**  
AMITA  
Institute for  
Sustainable  
Economies